

人材不足対応 & 働き方改革セミナー

少子高齢化、生産年齢人口の減少が進むなか、「人材不足」は、建設や運輸・介護等の特殊な分野にとどまらず、ほとんど全ての業界に共通する問題になりつつあります。人材の確保のためには、今までの伝統的な働き方の枠を超えた対応、つまり「働き方改革」が必要です。

本講座では、「人材不足対応」「働き方改革」をテーマに、法的な問題点と実務的な対処法についてご説明します。経営者、経営幹部、実務担当者の皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

セミナー

日時 平成30年9月27日(木)
16:00~18:00

場所 玉野商工会議所 3階会議室
(玉野市築港 1-1-3)

内容 「人材不足にならないための労務管理」

- ①人材の安定と育成は会社の成長と発展の鍵
- ②会社に忠誠心と誇りを持ってもらうためには
- ③不正・不祥事防止のための労務管理
- ④人材を活かす労務管理のあり方
- ⑤望ましい就業規則、社内規定

「働き方改革への対応」

- ①働き方改革がなぜ必要か
- ②従業員の希望と会社の期待のミスマッチ
- ③副業を持つ従業員を使う場合の注意点
- ④労務トラブルの具体例とリスク
- ⑤低成長、人材不足時代の会社の労務管理の方向性

講師 小林裕彦法律事務所 代表 **小林 裕彦氏**

申込方法

裏面の申込書に所定事項をご記入のうえ、郵送・FAXにてお申込ください。

※受講票は発行いたしません。満員の場合のみ連絡させていただきます。

交流会

時間 18:00~

場所 うしべ亭・ジャカッセ
玉野商工会議所 1階

会費 4,000円

定員 **30名**

受講料無料



講師略歴

大阪市生まれ。一橋大学法学部卒業後、労働省（現厚生労働省）に入省。平成元年に司法試験合格、平成4年に弁護士登録。現在は岡山市北区弓之町に事務所を構え、会社顧問業務・企業法務・M&A等を行う。著書は「これで安心!!中小企業のための経営法務リスクマネジメント」(株ぎょうせい、平成30年3月発行)。

経営安定

特別相談室のご案内

資金繰りのお悩みについて お気軽にご相談ください!

経営安定特別相談室の商工調停士を中心とした弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等各分野の専門家が皆様の経営安定、経営改善のご相談にきめ細かく対応します。

◎お申し込みにあたって

危機に陥った経緯など簡単な相談内容を聞かせていただくとともに、ただちにご都合の良い相談日を定め相談室の対応・体制を整えます。

◎対応策の検討

ご相談を受けますと各分野の専門家が相談者の経営・財務内容の把握と分析を行い、対応策を検討します。

◎経営改善計画書について

金融機関に貸付条件の変更を申込む際、「計画書」の提出が必要になります。専門家による計画書作成支援を受けられます。

経営セーフティ共済 のお勧め



取引先の予期せぬ倒産。売掛金が回収不能となった。そんな時でも安心の「中小企業倒産防止共済（愛称：経営セーフティ共済）」に加入しませんか？

メリット
1

**倒産した取引先との
商取引の確認により
借入れができます。**

- ◎掛金の10倍の範囲内で被害相当額まで。
(最高 8,000 万円)
- ◎無担保・無保証人
- ◎銀行等の融資とは根本的に違います。

メリット
2

**利益が出ている企業は
節税しながら強固な
経営基盤が確保できます。**

- ◎掛金は経費算入できます。
1 年以内の前払いも算入できます。
- ◎掛け捨てではありません。40ヵ月以上掛金を納めている場合、貸付を受けなければ任意解約しても掛金額が戻ります。

9月27日(木) 人材不足対応 & 働き方改革セミナー
申込先:FAX(0863)31-5558

受講申込書

事業所名

業種

(〒 -)

所在地

TEL

E-mail

FAX

受講者名	所属(役職)	交流会(どちらか一方に○印を記入して下さい)
①		参加する ・ 参加しない
②		参加する ・ 参加しない
③		参加する ・ 参加しない

※ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。
※万が一、反社会的勢力と判明した場合には、セミナーへのご出席をお断りします。